

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月八日

北九州市小倉北区木町三丁目一番八号

株式会社西間動物病院
代表清算人 西間 久高

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月八日

福岡市東区三苦四丁目一番二〇―四〇四号
ロワールマンション和白Ⅱ
有限会社プラスエム
代表清算人 橋岡 悦子

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月八日

福岡県大牟田市山上町五一―四
一般社団法人I K E D A Y A
代表清算人 池田みずほ

解散公告

当社は、令和八年九月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月八日

福岡県北九州市小倉南区山手三丁目一番
一一五―一〇号 有限会社北九州健康企画
清算人 阿部佳代子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月八日

熊本県天草郡苓北町志岐一五二六番地

株式会社K O O R I N
代表清算人 吉武 尚

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月八日

宮崎県宮崎市大塚町祝子前一八七六番地五
有限会社プリント巧芸社
代表清算人 神島 伸一

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月八日

鹿児島市新屋敷町二七番一号二F
特定非営利活動法人ぐるっと鹿児島ネツ
トワーク
清算人 梅北 奈鼓

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年六月二十六日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月八日

千葉県浦安市美浜三丁目二六番八号
医療法人社団前田産婦人科医院
清算人 曾根 栄輝

解散公告(第一回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月八日

東京都練馬区豊玉北一丁目六番一四号ジェ
ミニB館二階
医療法人社団啓歯会
清算人 高野 哲也

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年三月七日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により、令和八年九月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月八日

静岡県沼津市西椎路八八番地の一
医療法人社団きさらぎ会
清算人 甲斐 美咲

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年九月十六日、広島市長の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月八日

広島市西区井口台二丁目二三番三二号
医療法人志高会
清算人 佐久間高志

解散公告(第一回)

当法人は解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月八日

熊本県天草市倉岳町宮田二五〇六番地の一
宗教法人宮田教会
清算人 弁護士 伊藤 英範

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年四月四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年十月六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月八日

富山県魚津市中央通り一丁目一番一二号
佛教寺
清算人 轡田 普善

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年四月十五日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により、令和八年九月十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月八日

静岡県磐田市豊浜三〇三〇番地一二

医療法人社団信和会
清算人 大橋 和史

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年九月十一日板橋区長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月八日

東京都板橋区小茂根一丁目一番
向原第二住宅団地マンション建替組合
代表清算人 小ノ澤聖二

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年九月二十日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月八日

神奈川県川崎市多摩区菅二丁目一〇番二三
川崎ビル三階
医療法人社団あいし会
清算人 佐々木郁代

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年八月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年十月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月八日

新潟県上越市名立区赤野俣四六九番地の1
名立川さけ漁業生産組合
清算人 森 直樹

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年九月八日石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月八日

石川県白山市番匠町一五六二番地
白山市番匠町土地区画整理組合
代表清算人 熊谷 重喜